

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (区域内特定養殖業者) (水産林政総務課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 三
- 選挙管理委員会 選挙管理委員会 三
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 三

告 示

○宮城県告示第九百四十九号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和二年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
川崎町

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和元年度まで

三 成果の名称

川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字川内字草倉山、同字大橋山、同字馬引田ノ上山

五 認証年月日

令和二年十二月二日

○宮城県告示第九百五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

令和二年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
公立加美病院	色麻町四電字杉成九番地	令和二年十二月十三日	令和五年十二月十二日

○宮城県告示第九百五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十八加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協	令和二年十一月十七日	気仙沼市龜山十八一十 小松 俊浩 気仙沼市龜山十一 小松 誠一	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定するはたて貝養殖業	二人

宮城県第百六加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)及び宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち森畑、砂浜の区域	令和二年十一月二十四日	本吉郡南三陸町歌津森畑二十八、本吉郡南三陸町歌津砂浜二十三、小野寺進太郎	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	四人
宮城県第百十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)及び宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち森畑、砂浜の区域	令和二年十一月二十四日	本吉郡南三陸町歌津港九十三、阿部克樹、本吉郡南三陸町歌津港九十三、鎌田富喜	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	五人

○宮城県告示第九百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長
-------	-------	-------	-------

栗原市志波姫沼崎堰畑一三九番三地先から同市志波姫沼崎曾根七八番一地先まで		前	八・九、一〇・一	二四〇・〇
後	八・九、三四・四			

○宮城県告示第九百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬亘理線	亘理郡山元町山寺字東泥沼無番地先から同郡亘理町吉田字南上一七七番一地先まで	令和二年十二月十五日

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 遠田郡美里町関根字新苗代江百二十一番、百二十二番、百二十三番一、百二十五番、百二十六番、百二十七番一、百二十七番二、百二十八番一、百二十九番、百三十二番、百三十三番一、百三十三番二、百三十四番、百三十五番一、百三十八番一、百三十八番二、百二十二番地先水の一部、百二十一番地先水の一部、七十六番二の一部、七十五番二の一部、百三十五番二の一部、百四十三番二の一部、七十六番二地先水の一部、七十五番二地先水の一部、百三十五番二地先水の一部、百四十三

教育委員会

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

番二地先水の一部、百三十五番一地先水の一部、百三十五番二地先道の一部
遠田郡美里町関根字新苗代江百四十九番地の一
キョーユー株式会社

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年十二月十五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和二年十二月十八日 午後一時三十分

二場 所 第二会議室

三事 件

第一号議案 職員の退職手当について

第二号議案 令和四年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員及び臨時委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十四号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

栗原市一迫農村婦人の家の項中「栗原市一迫農村婦人の家」を「一迫農村婦人の家」に、栗原市金成体育センターの項中「同 市金成沢辺字町沖二〇〇番地」を「同 市金成沢辺町沖二〇〇番地」に改める。